

平成 29 年 12 月 8 日

日本公認会計士協会  
会長 関根 愛子

## 十分な期末監査期間の確保について

企業の経済活動は従来にも増して複雑化・高度化しており、また、企業の海外展開は一層の広がりを見せています。このような状況の下で、公認会計士には、より深度ある監査が求められています。

資本市場の信頼は、適正な財務報告を前提としており、公認会計士が担っている会計監査は、その信頼維持の一端を担う重要な制度であります。そして、公認会計士が高品質の監査を実施するためには、企業とのコミュニケーションや専門的な判断を行うのに十分な期末監査期間の確保が必要であり、当協会は、これまでも公認会計士に対して、十分な期末監査期間の確保を要請してきたところです。

監査業務に従事している公認会計士は、リスク・アプローチの徹底、ITの活用等、限られた時間の中にあっても監査品質を低下させることのないよう、効率的な業務の実施に取り組んでいます。しかしながら、当協会の調査（平成29年3月期）によれば、監査意見を形成するに足る基礎は得られているものの、将来的に監査品質に影響を及ぼしかねない時間的な制約を受けている状況にあると考えられます。

当協会は、監査業務を実施する公認会計士に対して、十分な期末監査期間の確保に関し、これまでの要請を踏まえて必要な対応を被監査会社に求めることを改めて要請します。

なお、コーポレートガバナンス・コード【原則3-2：外部会計監査人】の趣旨に鑑み、この現状が、公認会計士だけではなく、監査を依頼する企業を含む市場関係者の間で共通の課題として理解されることが必要であると考えます。

以 上

&lt;参考&gt; コーポレートガバナンス・コード

## 【原則3-2：外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

## 補充原則

3-2 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保